

議案第 5 号

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の
一部改正について

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部
を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部
を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例

(亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正)

第1条 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例(平成17年亀山市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表中「108/100」を「110/100」に改める。

(亀山市歴史博物館条例の一部改正)

第2条 亀山市歴史博物館条例(平成17年亀山市条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,240円」を「3,300円」に、「3,770円」を「3,830円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(関まちなみ文化センター条例の一部改正)

第3条 関まちなみ文化センター条例(平成17年亀山市条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表の1 集会室及び展示室の使用料の表備考の3中「610円」を「620円」に改め、同表の2 貸店舗の使用料の表中「12,340円」を「12,560円」に改める。

(関宿散策拠点施設条例の一部改正)

第4条 関宿散策拠点施設条例(平成17年亀山市条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表中「710円」を「720円」に改める。

(鈴鹿峠自然の家条例の一部改正)

第5条 鈴鹿峠自然の家条例(平成17年亀山市条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表の1 施設使用料の表中「10,280円」を「10,470円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「13,370円」を「13,610円」に、「1,330円」を「1,350円」に改める。

(亀山市運動施設等条例の一部改正)

第6条 亀山市運動施設等条例(平成17年亀山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,940円」を「1,970円」に、「2,690円」を「2,730円」に、「3,880円」を「3,950円」に、「7,120円」を「7,250円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,850円」を「4,930円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「86,400円」を「88,000円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「75,600円」を「77,000円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「151,200円」を「154,000円」に、「280,800円」を「286,000円」に、「640円」を「650円」に、「750円」を「760円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「3,770円」を「3,830円」に、「3,780円」を「3,850円」に改める。

別表第3中「640円」を「650円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、

「1, 080円」を「1, 100円」に、「1, 720円」を「1, 750円」に、「2, 800円」を「2, 850円」に、「1, 610円」を「1, 630円」に、「2, 690円」を「2, 730円」に、「860円」を「870円」に、「3, 770円」を「3, 830円」に、「7, 010円」を「7, 130円」に、「8, 640円」を「8, 800円」に、「5, 930円」を「6, 030円」に、「11, 330円」を「11, 530円」に、「1, 290円」を「1, 310円」に、「5, 180円」を「5, 270円」に、「5, 400円」を「5, 500円」に、「10, 800円」を「11, 000円」に、「21, 600円」を「22, 000円」に、「16, 200円」を「16, 500円」に、「32, 400円」を「33, 000円」に改める。

別表第4中「1, 610円」を「1, 630円」に、「2, 690円」を「2, 730円」に、「860円」を「870円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「3, 770円」を「3, 830円」に、「7, 010円」を「7, 130円」に改める。

別表第5中「1, 290円」を「1, 310円」に、「1, 720円」を「1, 750円」に、「2, 590円」を「2, 630円」に、「4, 750円」を「4, 830円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「8, 640円」を「8, 800円」に、「10, 800円」を「11, 000円」に、「14, 350円」を「14, 610円」に、「21, 600円」を「22, 000円」に、「39, 520円」を「40, 250円」に、「5, 710円」を「5, 810円」に、「7, 870円」を「8, 010円」に、「17, 920円」を「18, 250円」に、「28, 720円」を「29, 250円」に、「43, 200円」を「44, 000円」に、「57, 550円」を「58, 610円」に、「108, 000円」を「110, 000円」に、「860

円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「1,940円」を「1,970円」に、「3,770円」を「3,830円」に、「640円」を「650円」に改める。

別表第6中「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「860円」を「870円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「640円」を「650円」に、「1,720円」を「1,750円」に、「2,800円」を「2,850円」に改める。

別表第7及び別表第8中「1,080円」を「1,100円」に、「860円」を「870円」に、「1,720円」を「1,750円」に改める。

別表第9中「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表第10中「800円」を「810円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「860円」を「870円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,880円」を「1,910円」に、「3,500円」を「3,560円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,960円」を「3,010円」に、「5,660円」を「5,760円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「2,590円」を「2,630円」に改める。

(亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例の一部改正)

第7条 亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例(平成17年亀山市条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,050円」を「2,080円」に、「4,110円」を「4,180円」に、「610円」を「620円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

(亀山市関B&G海洋センター条例の一部改正)

第 8 条 亀山市関 B & G 海洋センター条例（平成 17 年亀山市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 体育館・トレーニングルーム・ミーティングルームの表中「1, 230 円」を「1, 250 円」に、「610 円」を「620 円」に改める。

（亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第 9 条 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「2, 050 円」を「2, 080 円」に、「1, 540 円」を「1, 560 円」に改める。

別表第 3 中「370 円」を「380 円」に改める。

（亀山市文化会館条例の一部改正）

第 10 条 亀山市文化会館条例（平成 17 年亀山市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 基本利用料金の表中「10, 800 円」を「11, 000 円」に、「16, 200 円」を「16, 500 円」に、「22, 680 円」を「23, 100 円」に、「47, 520 円」を「48, 400 円」に、「14, 040 円」を「14, 300 円」に、「20, 520 円」を「20, 900 円」に、「29, 160 円」を「29, 700 円」に、「59, 400 円」を「60, 500 円」に、「1, 590 円」を「1, 610 円」に、「1, 080 円」を「1, 100 円」に、「3, 240 円」を「3, 300 円」に、「4, 320 円」を「4, 400 円」に、「5, 400 円」を「5, 500 円」に、「6, 480 円」を「6, 600 円」に、「7, 560 円」を「7, 700 円」に、「3, 770 円」を「3, 830 円」に、「9, 720 円」を「9, 900 円」に改め、同表の 2 冷暖房利用料金の表中「9, 720 円」を「9, 900 円」に、「7, 560 円」を「7, 700 円」に、「1, 080 円」を「1, 100 円」に、「4, 320 円」を「4, 400 円」に、「2, 160 円」を「2, 200 円」に改め、同表の 3 附

属器具利用料金の表中「４，３２０円」を「４，４００円」に、「１，６１０円」を「１，６３０円」に、「１，０８０円」を「１，１００円」に、「７５０円」を「７６０円」に、「９，７２０円」を「９，９００円」に、「５，４００円」を「５，５００円」に、「８６０円」を「８７０円」に、「３，２４０円」を「３，３００円」に、「１０，８００円」を「１１，０００円」に改める。

（亀山市関文化交流センター条例の一部改正）

第１１条 亀山市関文化交流センター条例（平成１７年亀山市条例第１１４号）の一部を次のように改正する。

別表中「５，１４０円」を「５，２３０円」に、「１，８５０円」を「１，８８０円」に、「５，６５０円」を「５，７５０円」に、「２，０５０円」を「２，０８０円」に、「８，２２０円」を「８，３７０円」に、「２，８７０円」を「２，９２０円」に、「１０，２８０円」を「１０，４７０円」に、「３，５９０円」を「３，６５０円」に、「４，１１０円」を「４，１８０円」に、「１，４３０円」を「１，４５０円」に、「４，６２０円」を「４，７００円」に、「１，６４０円」を「１，６７０円」に、「６，１７０円」を「６，２８０円」に、「２，１６０円」を「２，２００円」に、「１，５４０円」を「１，５６０円」に、「６１０円」を「６２０円」に、「１，９５０円」を「１，９８０円」に、「７１０円」を「７２０円」に、「２，７７０円」を「２，８２０円」に、「１，０２０円」を「１，０３０円」に、「３，９００円」を「３，９７０円」に、「１，２３０円」を「１，２５０円」に、「２，５７０円」を「２，６１０円」に、「９２０円」を「９３０円」に、「８２０円」を「８３０円」に、「３，０８０円」を「３，１３０円」に、「１，１３０円」を「１，１５０円」に改める。

（亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正）

第１２条 亀山市中央コミュニティセンター条例（平成１７年亀山

市条例第115号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 基本利用料金の表中「4, 320円」を「4, 400円」に、「5, 400円」を「5, 500円」に、「6, 480円」を「6, 600円」に、「12, 960円」を「13, 200円」に、「8, 640円」を「8, 800円」に、「17, 280円」を「17, 600円」に、「1, 490円」を「1, 510円」に、「1, 830円」を「1, 860円」に、「2, 260円」を「2, 300円」に、「2, 910円」を「2, 960円」に、「5, 930円」を「6, 030円」に改め、同表の2 冷暖房利用料金の表中「5, 400円」を「5, 500円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「1, 610円」を「1, 630円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に改め、同表の3 附属器具利用料金の表中「3, 240円」を「3, 300円」に、「860円」を「870円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「1, 610円」を「1, 630円」に改める。

別表第2中「51, 420円」を「52, 370円」に改める。

(亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第13条 亀山市地区コミュニティセンター条例(平成17年亀山市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第12条の表中「960円」を「970円」に、「1, 610円」を「1, 630円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「4, 850円」を「4, 930円」に改める。

(鈴鹿馬子唄会館条例の一部改正)

第14条 鈴鹿馬子唄会館条例(平成17年亀山市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表中「4, 110円」を「4, 180円」に、「710円」を「720円」に、「1, 430円」を「1, 450円」に改める。

(亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正)

第15条 亀山市関町北部ふれあい交流センター条例（平成17年亀山市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表中「4, 110円」を「4, 180円」に、「710円」を「720円」に、「1, 020円」を「1, 030円」に、「2, 050円」を「2, 080円」に改める。

（亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正）

第16条 亀山市石水溪キャンプ場施設条例（平成17年亀山市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 080円」を「1, 100円」に、「6, 480円」を「6, 600円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「21, 600円」を「22, 000円」に、「10, 800円」を「11, 000円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「54, 000円」を「55, 000円」に、「27, 000円」を「27, 500円」に、「12, 960円」を「13, 200円」に、「32, 400円」を「33, 000円」に、「16, 200円」を「16, 500円」に改める。

（亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第17条 亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2, 160円」を「2, 200円」に、「540円」を「550円」に改める。

（亀山市林業総合センター条例の一部改正）

第18条 亀山市林業総合センター条例（平成17年亀山市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 050円」を「2, 080円」に、「710円」を「720円」に、「1, 330円」を「1, 350円」に、「820円」を「830円」に、「1, 020円」を「1, 030円」に改める。

（亀山市都市公園条例の一部改正）

第19条 亀山市都市公園条例（平成17年亀山市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表第2都市公園において行為をする場合の部業として映画を撮影する場合の項中「1,080円」を「1,100円」に改める。

（亀山市公共下水道条例の一部改正）

第20条 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「972円」を「990円」に、「145円」を「148円」に、「162円」を「165円」に、「183円」を「187円」に、「210円」を「214円」に、「243円」を「247円」に、「275円」を「280円」に改める。

（亀山市道路占用料徴収条例の一部改正）

第21条 亀山市道路占用料徴収条例（平成17年亀山市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（亀山市水道事業給水条例の一部改正）

第22条 亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「712円」を「726円」に、「98円」を「100円」に、「111円」を「113円」に、「114円」を「116円」に、「116円」を「118円」に、「142円」を「145円」に、「173円」を「177円」に、「178円」を「181円」に、「950円」を「968円」に、「1,414円」を「1,441円」に、「2,397円」を「2,442円」に、「5,162円」を「5,258円」に、「8,974円」を「9,141円」に、「12,441円」を「12,672円」に、「21,546円」を「21,945円」に、「49,777円」を「50,699円」に、「84,823円」を「86,394円」に改める。

円」に、「2,786円」を「2,838円」に、「51円」を「52円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「324円」を「330円」に改める。

別表第2中「2,797円20銭」を「2,849円」に、「42円12銭」を「42円90銭」に、「194円40銭」を「198円」に改める。

別表第4中「49,680円」を「50,600円」に、「129,600円」を「132,000円」に、「217,080円」を「221,100円」に、「321,840円」を「327,800円」に、「583,200円」を「594,000円」に、「1,013,040円」を「1,031,800円」に、「2,401,920円」を「2,446,400円」に改める。

(亀山市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第23条 亀山市工業用水道事業給水条例(平成17年亀山市条例第140号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「28円80銭」を「29円33銭」に、「35円74銭」を「36円41銭」に改める。

(亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第24条 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例(平成17年亀山市条例第142号)の一部を次のように改正する。

別表の1 使用料の表中「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「100分の108」を「100分の110」に改め、同表の2 手数料の表中「1,080円」を「1,100円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「216円」を「220円」に改める。

(亀山市勤労文化会館条例の一部改正)

第25条 亀山市勤労文化会館条例（平成18年亀山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 260円」を「2, 300円」に、「6, 170円」を「6, 280円」に、「1, 230円」を「1, 250円」に、「3, 080円」を「3, 130円」に改める。

（亀山市斎場条例の一部改正）

第26条 亀山市斎場条例（平成20年亀山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「61, 710円」を「62, 850円」に、「185, 140円」を「188, 560円」に、「46, 280円」を「47, 130円」に、「138, 850円」を「141, 420円」に、「51, 420円」を「52, 370円」に、「154, 280円」を「157, 130円」に、「35, 990円」を「36, 650円」に、「108, 000円」を「110, 000円」に、「102, 850円」を「104, 750円」に、「308, 570円」を「314, 280円」に、「71, 990円」を「73, 320円」に、「216, 000円」を「220, 000円」に、「8, 640円」を「8, 800円」に、「30, 850円」を「31, 420円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（亀山市歴史博物館条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正後の亀山市歴史博物館条例の規定、第3条の規定による改正後の関まちなみ文化センター条例の規定、第4条の規定による改正後の関宿散策拠点施設条例の規定、第5条の規定による改正後の鈴鹿峠自然の家条例の規定、第11条の規定による改正後の亀山市関文化交流センター条例の規定、第13条の規定による改正後の亀山市地区コミュニティセンター条例の

規定、第14条の規定による改正後の鈴鹿馬子唄会館条例の規定、第15条の規定による改正後の亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の規定、第18条の規定による改正後の亀山市林業総合センター条例の規定及び第26条の規定による改正後の亀山市斎場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

（亀山市運動施設等条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第6条の規定による改正後の亀山市運動施設等条例の規定、第7条の規定による改正後の亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例の規定、第8条の規定による改正後の亀山市関B&G海洋センター条例の規定、第10条の規定による改正後の亀山市文化会館条例の規定、第12条の規定による亀山市中央コミュニティセンター条例の規定、第16条の規定による亀山市石水溪キャンプ場施設条例の規定及び第25条の規定による改正後の亀山市勤労文化会館条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る利用料金について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る利用料金については、なお従前の例による。

（亀山市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第20条の規定による改正後の亀山市公共下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

（亀山市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第22条の規定による改正後の亀山市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を

受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。